

令和 7 年 7 月
空知商工信用組合

お客様各位

「紙の手形と小切手」廃止に伴うお知らせ

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

政府および産業界、金融界では、2026年度を目途に「紙の手形と小切手」の利用廃止に向けた取り組みを進めており、全国銀行協会が令和9年3月末までに手形・小切手決済システム「電子交換所」における交換枚数をゼロにする目標を設定し、「電子交換所」の運用が終了する予定となっております。

つきましては、別添の「2026年の手形の利用廃止 小切手の全面電子化へ」及び「電子化、もうお済みですか？」をご一読のうえ、インターネットバンキング等によるお振込みや電子記録債権（でんさいサービス）のご利用への切替を検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 代替手段のご案内

- ・インターネットバンキング等によるお振込み
- ・電子記録債権（でんさいサービス）のご利用

2026年度以降、紙の手形を利用した取引は終了する予定です。スムーズな移行のため、早めのご準備をお願いいたします。

詳しくは当組合の本支店までお気軽にお問合せください。

以 上



2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

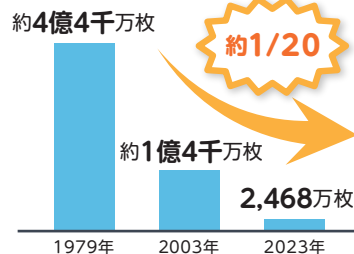


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



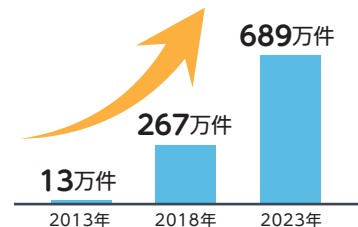
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

受取・支払
企業の双方に
メリット!



電子化で負担のない取引へ!

紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単
3ステップ!



電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)

コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP

1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP

2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP

3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定



手形・小切手を電子的決済サービスへ

電子化、 もうお済みですか？

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



これから知っても
まだ間に合う！



電子化の3つのメリット

1

コスト削減

印紙税や
取引先への郵送料等が
不要



2

事務負担軽減

どこでも利用でき、
煩雑な事務負担
を軽減



3

リスク低減

盗難・紛失
の心配がなく、
災害にも強い



 **金融庁**
Financial Services Agency

 **中小企業庁**

 **日本商工会議所**
The Japan Chamber of Commerce and Industry

 **JBA** 一般社団法人
全国銀行協会

 **SHINKIN** 信用金庫

Shinkumi Bank

 **信用組合**
しんくみ

受取・支払企業の
双方にメリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分
だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定

